

合同企業説明会への参加企業の募集について【応募要領】

ポスト・コロナ社会における人材獲得競争が激化する中、市内企業の人材確保を支援するため、求職中・転職希望の方及び2024年3月卒業予定の学生を対象とした対面形式の合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」への参加企業を次のとおり募集します。

1. 合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」について

- (1) 概要：対面形式の合同企業説明会
- (2) 募集企業数：各日 30 社程度
- (3) 開催日時：2024年1月19日（金）・20日（土）12:00～16:00（予定）
※どちらか1日または両日参加の選択可。
※応募多数の場合は選定・抽選を行います。また、両日参加をご希望いただいても1日のみになる場合がございます。
- (4) 開催場所：神戸サンポーホール1F（神戸市中央区浜辺通5-1-32）
- (5) 対象者：就職・転職希望者、2024年3月に大学等を卒業予定の学生
【参考】
 - ・2023年1月に実施した同イベントへの参加者（162名）
学生：約30%、学生以外：約70%（20～30代：約80%、40代以上：約20%）
 - ・2023年8月に実施した同イベントへの参加者（240名）
学生：約30%、学生以外：約70%（20～30代：約90%、40代以上：約10%）※開催時期の違い等により、今回の参加者とは異なる可能性があります。
- (6) 実施内容：①ブース形式での企業説明会 ②就職相談/履歴書添削/模擬面接ブース
③就職支援セミナー（仕事の選び方、企業の探し方など）
④企業紹介コンシェルジュによる参加者への企業紹介、誘導
- (7) 事前セミナー：フェアに先立ち、参加企業向けに、求人票や合同企業説明会での求職者に響くPRポイント等をお伝えする採用支援セミナーを実施しますので参加決定の際はご参加ください。（オンライン開催で12月4日を予定。詳細は当選連絡の際に別途ご案内します。）

2. 応募方法・結果の通知

- (1) 募集期間：2023年11月22日（水）17時まで
- (2) 参加費：無料 ※会場までの交通費等は参加者の負担となります。
- (3) 応募要件：2023年11月22日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
 - ① 事業所の所在地が神戸市内にあり、当該事業所で就職・転職希望者（既卒者）を正規雇用する計画があること。
 - ② 市税の未納・未申告がないこと。
 - ③ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
 - ④ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。
 - ⑤ 当事業の事業効果を報告いただけること。（応募状況・内定者数・内定辞退者数等）
- (4) 応募方法：以下のウェブサイトの申込フォームより、ご応募ください。
URL：<https://questant.jp/q/kobe-fair202401>
- (5) 当落結果の通知：2023年12月上旬までに、運営事業者より、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に

合同企業説明会への参加企業の募集について【応募要領】

当落の結果をお知らせします。

3. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合は、運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、抽選の上、参加者を決定します。

優先①：本社の所在地が神戸市内にある企業

優先②：過去（2021年3月～2023年8月）に実施したKOBE就職・転職フェアでの採用実績

優先③：過去3年間の対象者の正社員採用実績人数

優先④：今後の正社員採用予定人数

優先⑤：以下の各種認定、認証、表彰を有する企業

こうべ男女いきいき事業所表彰、こうべ女性活躍推進企業認定（※ミモザ認定）（神戸市）
ひょうご応援企業、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定、ひょうご仕事と生活の調和推進企業表彰（兵庫県）
安全衛生優良企業認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定（厚生労働省）、健康経営優良法人認定（経済産業省）

優先⑥：業種と採用職種の全体的なバランス

(2) 応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）」第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 実施内容の変更・開催の中止

諸般の事情により、実施内容の変更または開催を中止する場合があります。

(4) 免責事項

合同企業説明会への参加企業の募集について【応募要領】

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに運営事業者は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消となった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

5. 問合せ先

神戸市「KOBE 就職・転職フェア」運営事務局

（運営事業者：株式会社学情 パブリックサービス事業部 吉田、下田、川上）

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-10

TEL：06-6346-6303（10:00～17:00 ※土・日・祝除く）

FAX：06-6346-6838

メール：kobecity-gosetsur5@gakujo.ne.jp